平成２１年（フ）第１９７８２号
東京都荒川区西日暮里２丁目15番９号
破産者　株式会社東宝クリーンサービス
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６号
島根県松江市八雲町西岩坂1043番地７
破産者　舩木　玄三
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
島根県松江市八雲町西岩坂1043番地７
破産者　舩木　裕子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
千葉県八街市八街ほ402番地６
破産者　ファースト・トランスポート株式会社
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５０号
千葉県山武市日向台34番地12
破産者　内田　謙一
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３５２号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目７番16号
破産者　江栄開発有限会社
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５号
長野県千曲市上山田温泉２丁目33番地９
破産者　有限会社若の湯
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３７６７号
愛知県清須市春日高札88番地
破産者　株式会社ブックロードハヤシ
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５４号
最後の住所名古屋市中村区二ツ橋町５丁目４番地の４
破産者　亡澁谷晴海相続財産
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２９４号
名古屋市中川区新家３丁目707番地
破産者　アールビーエム株式会社
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５２号
愛知県清須市清洲417番地
破産者　株式会社Ｃｕｂｉｘ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
三重県松阪市大黒田町1814番地
破産者　山口　榮一
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成１９年（フ）第１５７１号
神戸市垂水区塩屋町７丁目１番38号ルネジェームス山402号室
破産者　株式会社メイヨー
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２４号
神戸市中央区相生町４丁目３番４号
破産者　株式会社インステア
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５２号
北海道旭川市５条通13丁目1087番地１
破産者　株式会社エーオーエス
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５号
北海道河東郡音更町十勝川温泉北14丁目１番地
破産者　株式会社グランドホテル雨宮館
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
青森市合浦１丁目10番２号
破産者　伊藤印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
山形県最上郡戸沢村大字角川字上野台3966番地の１
破産者　株式会社最上川カントリー
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
京都府京都市東山区今熊野阿弥陀ケ峯町３番地の１　ネオハイツ東山307
破産者　有限会社リュート
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４３２号
静岡県浜松市東区半田山４丁目41番15号
破産者　有限会社ティー・エム・オー
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
奈良市柏木町393番地の18
破産者　有限会社ミラノコーポレーション
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第１７６７３号
神奈川県相模原市中央淵野辺本町４丁目１―１―205
破産者　内山　　茂
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部